

企画競争説明書

業務名称：最新テクノロジーを活用した製造業高度化に係る情報収集・
確認調査（企画競争）

案件番号：180570

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：最新テクノロジーを活用した製造業高度化に係る情報収集・確認調査(企画競争)

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年3月上旬～2021年2月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月２６日（水）１２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１９年１月１０日（木）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１９年１月１８日（金）１２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部

見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

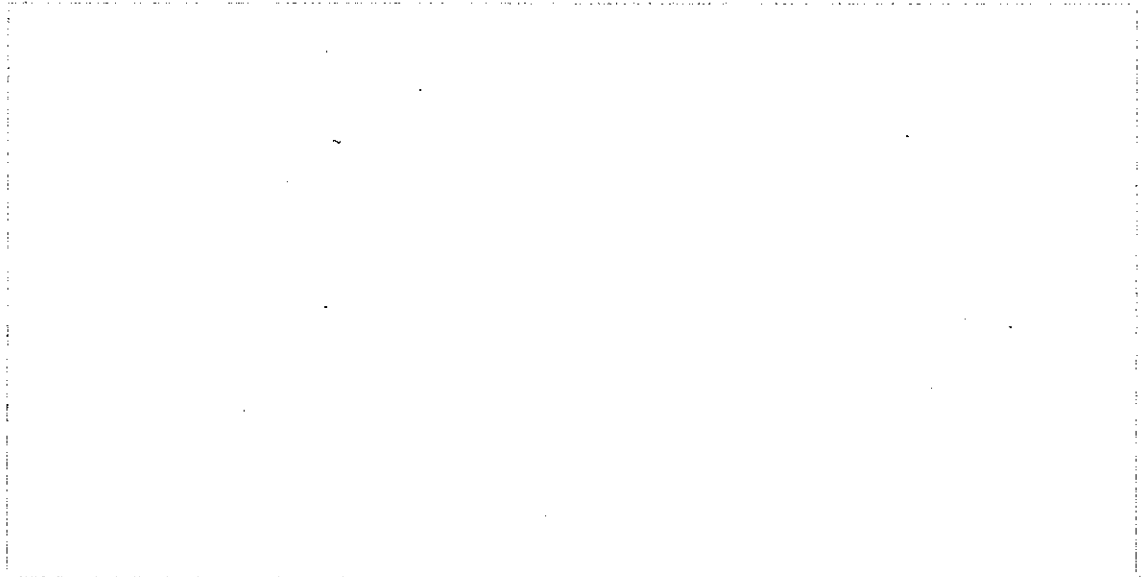
２）以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）



3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 1 = 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 29.024000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 総括／産業振興・政策
- b) 産業人材育成
- c) 情報通信技術（製造業分野）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 15.02 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月22日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：産業振興に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（総括／産業振興・政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：産業振興・政策に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 産業人材育成】

a) 類似業務の経験：産業人材育成（製造業分野、情報通信技術分野）に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 情報通信技術（製造業分野）】

- a) 類似業務の経験：情報通信技術（製造業分野）に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界 での業務の経験
- c) 語学力：語学評価せず
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

(○) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年1月25日(金) ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 会議室

3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

プロポーザル評価表

別紙

最新テクノロジーを活用した製造業高度化に係る情報収集・確認調査（企画競争）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／産業振興・政策	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 産業人材育成	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 情報通信技術（製造業分野）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

IoT (Internet of Things)、AI等の新技術の急速な進展により、今日世界的に製造業が変貌しつつある。このような中、自国の産業基盤の強化や雇用確保のため、製造業の重要性が見直され、各国が製造業強化策を打ち出している。とりわけ、米国が打ち出した「先進製造イニシアチブ」や、ドイツの「インダストリー4.0」は、我が国の多くの製造企業が注目している。また、EUにおいても、他国に先駆けて将来の製造業のあり方についての議論が進められており、中国も次世代を見据えた製造業戦略「中国製造 2025」を打ち出し、情報通信技術の発展を受けた製造業の高度化に向けた取り組みを実施している。

このような中、我が国においても「Society 5.0」¹が提唱され、産業が目指すべき姿（コンセプト）として、人、モノ、技術、組織等が様々につながるにより新たな価値創出を図る「Connected Industries」が日本政府より提唱された。その中の5つの重点取り組み分野の一つである「モノづくり・ロボティクス」分野では、多くの日本企業のサプライチェーンが集積しているアジア地域においても、新しい技術やビジネスモデルの導入が急速に進み、破壊的な技術革新や新たな形での産業創造が起きつつある。これらへの関心も急速に高まる中、新興国においては人口の増加、農村部から都市部への移転に伴う経済発展を前提に、安い労働力を背景にいかに低コストで大量生産を行うか、という従来型の製造業発展モデルの概念を再考すべきステージに来ている。

かかる状況の中、アジアをはじめとする新興国が今後、経済成長を加速化させるためには、製造業の競争力・生産性向上にフォーカスを当て、産業構造を高度化し、新技術を活用した新たな発展モデルの構築を検討する必要がある。

そのため、本調査では今後機構が新興国の産業振興分野において協力を実施するにあたって、IoT、AI、ロボティクス等の新技術の産業振興（特に製造業）分野における影響を分析・整理するとともに、第4次産業革命をもたらしつつある新技術を活用した「ものづくりのスマート化」対応のためのパイロットの実施、及び中長期的な協力プログラム（案）を検討・提案することを主たる目的とする。

2. 業務の目的

今後機構が各国の産業振興分野において協力を実施するにあたって、急速に進展するIoT、AI等の新技術の産業振興（特に製造業）分野における影響を分析・整理するとともに、第4次産業革命をもたらしつつある新技術を活用した「ものづくりのスマート化」対応のためのパイロットの実施、及び中長期的な協力プログラム（案）を検討・提案することを主たる目的とする。

¹ 「Society 5.0」については右記参照：http://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html

3. 対象地域

全世界

4. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査スコープについて

調査対象とする産業としては、輸送機器、電気・電子（産業用ロボット等）、及びその周辺産業（サービスや生産ライン設計や設計のエンジニアリングサービスアウトソース（ESO）等）とする。

(2) 対象地域について

3. に記載のとおり、対象地域は全世界とするが、机上調査のみの対象国として、日本・アメリカ・ヨーロッパを含む先進国及び中国（4～5カ国程度）を想定する。また、机上調査及び現地訪問調査とパイロット実施の対象国としては、アジアを中心にした途上国に絞り、インドネシア、ミャンマー、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、バングラデシュ、インド、パキスタンと日本センター所在国（カンボジア、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス）を想定する（現地訪問調査 5～6カ国程度、パイロット実施 2カ国以上）。これらの対象地域の中から、JICA の既往案件との親和性や相乗効果、日本及び現地の外部リソース活用の可能性等を考慮し、机上調査のみの対象国及び現地訪問調査とパイロット実施の対象国についてプロポーザルにて提案すること。

(3) 関係機関とのアポイントメント

本調査は、JICA の支援方針/事業計画を検討するために情報収集・分析を行うものであり、特定政府からの要請に基づく調査ではない。現地調査対象国政府関係者、及び本邦政府関係機関との初回の会合については、必要に応じ、JICA がアポイントの取り付けを支援するので、調査スケジュールを前広に JICA に相談すること。初回の会合以降は、JICA と適宜相談の上、コンサルタントが各種調整を行う。ただし、民間企業への聞き取りについては、コンサルタントにてアポイント取り付けの対応を行うこと。

ヒアリング先については、現地政府関係機関、研究機関・有識者、調査対象分野に関連する民間企業、本邦関連機関（JETRO、業界団体、研究・学術機関等）を想

定しているが、現時点で想定されるヒアリング先についてはプロポーザルにて提案すること。

(4) 実施中の JICA による協力との連携及び柔軟性の確保

JICA は 2018 年度末より「スタートアップ・起業家支援に係る情報収集・確認調査」を本調査と並行して実施予定である。同調査は、新技術の活用も含むイノベーション創出をもたらすスタートアップ・起業家支援エコシステム形成のための JICA の中長期的な協力プログラム(案)を検討するものである。本調査の実施段階において、本調査との親和性が高い、現在実施中の以下の案件等も含め、情報共有や連携を積極的に行うこと。

ベトナム国「ベトナム産業振興基盤強化にかかる情報収集・確認調査」

インドネシア国「国際競争力の高い産業の振興と課題に係る情報収集・確認調査」

フィリピン国「バリューチェーン分析を活用した産業振興計画策定プロジェクト」

インド国「IIT ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援 (FRIENDSHIP) プロジェクト」

「ASEAN 工学系高等教育ネットワークプロジェクトフェーズ 4 (AUN/SEED-Net)」

「イノベティブ・アジア」等

(5) 日本企業との連携、及びパイロットの実施

本調査では、日系企業と密接に連携し、現地の製造業企業の競争力強化や新技術活用のための現地産業人材育成等を支援するパイロットの実施を想定している。実施にあたっては、日系企業のニーズを研修に反映させる体制・仕組み作り等、日系企業と密接に連携して実施していくことを念頭に、各国に進出している対象産業の関連日系企業・業界団体、JETRO や商工会議所等から幅広くニーズの聞き取りや意見交換を行い、調査結果に反映すること。パイロットの詳細設計にあたっては幅広いアイデアを募るため、デザイン思考やオープンイノベーション手法等を取り入れること。特にパイロットの活動に際しては、持続性の観点から外部リソースの積極的な活用(企業による費用負担、専門人材派遣等)を重視している。この点を考慮しつつ、コンサルタントが日系関連企業・業界団体との協力体制構築から内容検討・実施まで行うこと。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下を基本とする調査を実施する。ただし、受注者は、国内作業及び現地作業について、効果的・効率的な調査方法・スケジュールをプロポーザルにて提案を行う。

(1) 国内事前準備及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめて、インセプションレポートとして取りまとめ、JICAと協議の上、内容の承認を得る。

(2) 調査対象国における文献・インタビュー調査

新技術の活用状況の現状と課題に関し、以下の項目について情報収集、分析を行う。

1) 新技術対応への政府等の取組

調査対象国における新技術を活用した製造業の高度化対応への政府、(先進的な)地方自治体、企業・民間団体、教育・研究機関、国際機関等の取組(開発政策、特に第4次産業革命に絡め新規に打ち出している国家政策・計画、中長期目標、経済政策パッケージ、産業振興・投資促進に関する実施中のプログラム等)について、既存の関連資料・情報、データを整理、分析する。

2) IoT、AI等の新技術関連市場動向調査

調査対象国における新技術関連市場動向調査(IoT、AI、ロボティクス、3Dプリンタ等を活用したスマートファクトリー化市場のプレーヤー、市場規模等)について、既存の関連資料・情報、データを整理、分析する。

3) 現地訪問調査対象国での進出外資系製造業・裾野産業の技術適用動向調査

現地訪問調査対象国(5~6カ国程度)において、対象産業セクターの現地企業や進出している外資系企業を中心に、JETRO等が実施した既存の関連調査資料・情報の整理と質問票、ヒアリング等による現地調査を実施し、全体的な新技術の適用動向と具体的な新技術の活用事例(ユースケース)を調査する。大企業だけでなく、中小企業やスタートアップ等、企業規模・成長ステージを踏まえた調査を行う。現地での調査方法および取りまとめ方法についてはプロポーザルにて提案すること。

4) 現地訪問調査対象国における新技術関連人材の現状と課題

現地訪問調査対象国において、国家開発政策・戦略や産業振興に関する各種政策・戦略をレビューした上で、工業省、教育省、科学技術省、労働省、投資庁等の行政機関へのヒアリングや文献調査を通じ、現在の産業人材育成政策や戦略の確認、及び体制・制度面、組織面、人材面等での課題抽出・分析を行う。

加えて、対象産業セクターの現地企業や進出している日系企業(現地及び本社)、商工会議所、JETRO等を中心に質問票、ヒアリング等による調査を実施し、具体的な人材ニーズ、人材の需給状況、不足している技能分野等について、企業目線

からの評価・課題分析を把握する。

また、対象産業分野に関連した技術教育を行う教育機関の現状と課題を分析するため、教育の品質・カリキュラムの課題、産業界のニーズとのミスマッチの要因、産業界との連携、学生への就職支援状況、官民連携モデルでの人材育成の成功事例・展開可能性について教育機関から情報を収集する。これらを踏まえて、新技術の活用を推進するための人材育成の課題についても分析する。なお調査にあたっては現地再委託も可とする。

(3) 新技術の活用により高度化が見込めるものづくりのプロセス・対象企業層の抽出

上記(2)の調査結果も踏まえ、調査対象国において、IoTやロボット等の新技術の活用によって創出される具体的な競争力の要素・付加価値について、調査対象国の産業集積も踏まえた上で整理し、その実現に向けての新技術の活用が必要になる主なプロセスと対象企業層を抽出した上で、パイロット実施を見込んだ協力企業・機関(日系・ローカル企業、業界団体等)の情報収集、整理、分析を実施すること。具体的な調査方法(調査範囲、調査対象、調査手法等)についてはプロポーザルにて提案すること。

(4) 新技術の活用によるスマート化のステップ・施策案、及びJICAの協力プログラム案の検討

上記(3)の検討結果を基に、ものづくりの具体的なプロセスやサプライ/バリューチェーンにおけるIoTやロボットの具体的な活用の仕方、具体的なステップ、及び(製造工程以外も含め)製造業のスマート化を推進するための施策案について、日系企業との協働可能性も踏まえた上で検討する。施策案の検討にあたっては、オープンイノベーションイベント等を実施し、企業側の視点・ニーズの把握に努めること。幅広いニーズやアイデアを募るための施策案の具体的な検討方法(内容や回数、対象者)についてプロポーザルにて提案すること。

なお、JICAの新規協力プログラム案は、SDGsを含む調査対象国の社会経済開発に貢献でき、かつ、今後の日系企業の海外進出・展開が見込まれる技術・事業の検討と、実現に向けた課題、留意点、JICAとして取りうる方策(政策・制度の整備、イノベーション推進等)を、①投資の促進、②生産性・国際競争力の強化、③現地企業と日系企業のリンケージ強化、④産業人材育成等の観点から整理・検討を行うことが望ましい。また、JICAの新規協力プログラム案においては、持続性の観点から、JICAだけでなく、日本企業や、相手国政府関係機関や現地企業、研究機関等幅広いプレイヤーの参画及び人的・資金的リソースの動員について積極的に検討する。

(5) プロGRESSレポートの作成

上記(4)までの結果を踏まえて、機構による中長期的な協力プログラム(案)、及び下記(6)、(7)及び(8)の対応方針についてPROGRESSレポートとパワーポイント資料としてとりまとめ、JICAに説明・協議を行ったうえで、必要に応じて内容を見直し、了解を得る。

(6) 日系関連企業との連携によるパイロットの詳細検討、及び実施

上記(4)にて提案されたプログラム・施策案のうち、当該分野において現地に進出する・進出を検討している日系企業の課題・ニーズや調査対象国における産業人材育成のための課題・ニーズ、IoT導入のための課題・ニーズを把握した上で、課題解決に貢献するパイロットを検討する。

1) 日系関連企業、及び調査対象国政府関係機関との協力体制の構築

パイロットの検討に当たってコンサルタントはパイロット実施における日系協力企業を発掘する。また、パイロット実施が想定される国における政府及び民間団体等、関係機関との協力体制を構築する。

2) パイロットの詳細設計

パイロットの詳細設計にあたっては、既述のとおり幅広いアイデアを募るため、デザイン思考やオープンイノベーション手法等を取り入れること。また持続性の観点から外部リソース(企業による費用負担、専門人材派遣等)の動員を積極的に組み込んだ上で、実施国、協力機関、活動内容・プロセス、目指す成果、スケジュール、参加日系企業のニーズ、費用負担、モニタリング・評価方法についても併せて検討し、実施前にJICAの合意を得ること。

パイロット対象国は、アジア地域の中から、現在JICAが民間セクター開発分野の技術協力案件を実施している国を選出する。加えてシンガポール、マレーシア、タイ等、アジア域内で先進的な取り組みを実施している国の機関等をリソースとして動員することも検討する。

なお、プロポーザルにおいて、既述のとおり外部リソースの積極的な活用を考慮の上、パイロット(案)を5件程度提案し、それらについて明示的に優先順位を付けつつ、上位2件について必要な費用を見積もること。ただし、実際のパイロットについては、プロポーザル時の(案)をベースとしつつ、改めて5件程度設計・検討を行い、実施はこのうち2件程度とする。なお、なお、同一国で2件のパイロットプロジェクトを実施することも可とするが、最低2か国以上で実施すること。パイロットのアイデア(案)としては以下が考えられるが、これらに限定するものではない。

- ・IoT人材育成カリキュラムの作成・実施
- ・現地中小企業へのIoT導入(現地政府の補助金の活用等)

- ・現地の IoT 推進体制構築等
- ・工場用ソリューションハッカソン

3) ベースライン指標の設定

上記 1)、2) にて策定したパイロットの成果を客観的に計るため、パイロット開始時のベースラインとなる指標を定め、参加企業や関連機関等から評価対象とする指標データを入手する。指標データの入手については現地再委託も可とする。

4) パイロットの実施

上記 1)、2)、3) にて策定したパイロットを相手国関係機関と協力の上実施する。

(7) 招へい事業の実施

1) 招へいプログラムの計画立案

本調査において、招へいプログラムの実施は、今後、JICA が新技術を活用した産業振興分野の協力を推進するにあたり、協力対象及び協カリソースとして重要な国の政府・機関・団体等のキーパーソンとの知見共有及びネットワーク強化を主たる目的としている。

招へいプログラムについては、本調査期間中に、2019 年度及び 2020 年度それぞれにおいて 1 回ずつの実施を想定している。2019 年度実施分については、JICA は 2020 年より新技術への理解促進・関係者間のネットワーク強化を目的とした新たな課題別研修「テクノロジーを活用した産業高度化に資する研修（仮称）」を開始予定であるため、コンサルタントは本招へいプログラムを同課題別研修の試行版として計画立案し、実施する。また、2020 年度実施分においては、(6) にて検討したパイロットの活動の一環として実施すること、第三国で実施することも可とする。本招へいプログラムの概要については以下のとおり。

- ① 主要関係機関、業界団体幹部 15 名程度の参加者が、2 週間程度の日程で来日し、本邦関係者との協議、各種視察等を実施する。実際の招へいの時期、内容、参加者については、JICA と十分協議を行い、事前確認を得る。なお、本招へいについて、対象国はベトナム、インドネシア、フィリピン、インド、タイ、マレーシア、シンガポールを想定しているが、実際の参加国については調査開始後、調査対象国と協議して決定する。

2) 招へいプログラムの実施

本招へいを実施するコンサルタントは、当該招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等

の監理業務については、JICA が行うものとする。本邦招へい実施にかかる経費については、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pg00000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf) に従い、「研修実施」に係る見積もりを提出すること。また、第三国での実施については、同ガイドラインに準拠しつつ、全必要経費を一般業務費に計上すること。

① 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選は JICA と先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

② 招へいカリキュラムの作成

招へい実施2か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICA の基本的な了解を得る。

③ 面談者・見学先等の手配

JICA の了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

④ 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。

⑤ 被招へい者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）

被招へい者への来日前の説明は、JICA が行うが、コンサルタントは当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

⑥ 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、コンサルタントの業務従事者が同行するものとする。

⑦ 招へい期間中のカンファレンス・セミナーの実施

各招へい期間中、日本側と被招へい者が意見交換できる機会としてカンファレンスないしセミナーを1回企画し、実施する。日本側は、IoT 推進団体（インダストリアル・バリューチェーンイニシアティブ（IVI）、ロボット革命イニシアティブ（RRI））、産業用 IoT サービス・製品関連企業、Sler 協会等の関係者を想定している。企画にあたっては、被招へい者に日本側技術やソリューションを学んでもらうだけでなく、日本側関係者の新興国市場へ目を向けることも狙いとする。

⑧ 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICA に提出する。

⑨ JICA 課題別研修への提言

2019 年度の招へい実施後、その教訓を踏まえ、JICA にて実施予定の課題別研修のプログラム案を提案する。

(8) パイロットの評価

1) エンドライン調査の実施

パイロットの成果を客観的に計るべく、ベースライン調査時の成果指標を踏まえて、エンドライン調査を実施する。なお、参加企業や関連機関から評価対象とする指標データの入手については現地再委託も可とする。

2) パイロットの最終評価

上記エンドライン調査を踏まえて、連携企業からのヒアリングや、参加企業・機関を中心に課題を整理し、パイロットの最終的な評価を纏めると共に、改善案を提示する。

(9) ドラフトファイナルレポート作成・説明・協議

上記(6)から(8)までの結果を踏まえて、機構による中長期的な協力プログラム(案)の見直しを実施し、ドラフトファイナルレポートとパワーポイント資料を作成し、JICA に説明・協議し、基本的了解を得る。

(10) セミナー/ワークショップの開催

本調査に関わる調査対象国、及び日本側関係者のあらゆるステークホルダーやドナー関係者に対して本調査結果の周知・活用が図られるよう、セミナー/ワークショップを開催する。

(11) ファイナルレポートの作成

上記のセミナー/ワークショップの結果、JICA 及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとし、最終成果品の提出期限は、2021年1月とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA

に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

- ・ インセプションレポート
記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
提出時期：調査開始一か月以内
部数：和文 5 部（JICA 5 部）、英文 35 部（JICA5 部、相手国政府 30 部）（簡易製本）
- ・ プロGRESSレポート
記載事項：6. 業務の内容 (1) の調査状況
提出時期：調査開始から約 7 か月後
部数：和文 5 部（JICA 5 部）、英文 35 部（JICA5 部、相手国政府 30 部）（簡易製本）
- ・ ドラフトファイナルレポート
記載事項：調査全体結果（ドラフト）
提出時期：調査開始から約 21 か月後
部数：和文 5 部（JICA 5 部）、英文 35 部（JICA5 部、相手国政府 30 部）（簡易製本）
- ・ ファイナルレポート
記載事項：調査全体成果（セットされた内容）
提出時期：調査開始から約 23 か月後
部数：和文 5 部（JICA5 部）、英文 35 部（JICA5 部、相手国政府 30 部）（製本）、CD-R 3 部

(2) 報告書の仕様

- 1) 報告書（ファイナル・レポートを除く）の作成仕様は、A4 版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則簡易製本とする。
- 2) ファイナルレポートの仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf）を参照し、製本する。
- 3) 添付資料等
 - ① 調査に直接に関係のない資料は掲載しない（例：当該国の経済一般指標、国概況）。
 - ② 別冊形式の資料、及び多量の画像は電子データのみとする。

(3) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。ま

た、英文等の外国語についてもネイティブスピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。

- 2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- 3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

(4) **コンサルタント業務従事月報**

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

(5) **収集資料**

業務終了時に契約期間中に実施した面談及び打合せ等の記録、並びに収集した資料及びデータを提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2019年3月より業務を開始し、2021年1月にファイナルレポートを提出する。

2. 調査実施スケジュール (案)

業務内容	FY2018	FY2019				FY2020			
	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
(1)国内事前準備及びインセプションレポートの説明・協議									
(2)調査対象国における文献・インタビュー調査									
(3)新技術の活用により高度化が見込めるものづくりのプロセス・対象企業層の抽出									
(4)新技術の活用によるスマート化のステップ・施策案、及びJICAの協力プログラム案の検討									
(5)プログレスレポートの作成									
(6)日系関連企業との連携によるパイロットの詳細検討、及び実施									
(7)招へい事業の実施									
(8)パイロットの評価									
(9)ドラフトファイナルレポート作成・説明・協議									
(10)セミナー／ワークショップの開催									
(11)ファイナルレポートの作成									

3. 業務量の目処と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目処

合計 約 24.50M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ・ 総括/産業政策（2号）
- ・ 産業人材育成（3号）
- ・ 情報通信技術（製造業分野）（3号）
- ・ 生産性向上/カイゼン
- ・ 産業分析/リンケージ強化
- ・ 業務調整/招へい企画

4. 閲覧資料

閲覧資料については、以下のとおり。閲覧を希望する場合は、産業開発・公共政策部民間セクターグループ第1チーム（Email：ilgps@jica.go.jp Tel：03-5226-8055）に連絡のこと。

インドネシア国「国際競争力の高い産業の振興と課題に係る情報収集・確認調査」プログレスレポートII

フィリピン国「バリューチェーン分析を活用した産業振興計画策定プロジェクト」プログレスレポートII

ベトナム国「産業振興基盤強化にかかる情報収集・確認調査」プログレスレポート
「製造業 × IoT 日本として ASEAN 諸国への IoT 活用を促進するための施策 提言」

5. 参考資料

ベトナム国「自動車部品産業情報収集・確認調査」ファイナルレポート

<http://open.jicareport.jica.go.jp/pdf/12292710.pdf>

ベトナム国「裾野産業育成のための中小企業振興機関の機能・能力強化に関する基礎情報収集・確認調査」報告書

http://open.jicareport.jica.go.jp/pdf/12234712_01.pdf

6. 調査用資機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルにて理由を付して提案すること。

7. 現地再委託

現地再委託が必要な事項があれば、プロポーザルにて理由を付して提案すること。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地におい

て適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

8. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA 現地事務所、在外日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

9. 不正腐敗防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務に従事すること。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上

